

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

朝来市長 藤岡 勇

市町村名 (市町村コード)	朝来市 (282251)
地域名 (地域内農業集落名)	朝来市山東町梁瀬地域 (大月区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月16日 (第5回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は山東盆地のほぼ中心に位置し比較的平坦で水利も安定しており、農作物が作付けし易い地域。しかしながら、農業者の平均年齢約70歳と高齢化が進み、耕作放棄地は現時点無いものの遊休農地(自己保全管理含)の更なる増加が懸念されることから、持続的な農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約化するとともに、他地域からの認定農業者の参入拡大、地域で取り組める新たな作物を検討していく必要がある。
 【地域の基礎的データ】
 地域内農業者:20人(内自作農業者10人)、他地域からの法人及び営農団体2先(計:従業員等8人)、個人認定農業者3人
 主な作物:水稻、岩津ねぎ他

(2) 地域における農業の将来の在り方

山東町の中心地に位置し、地域の農地集積・集約化を進め、地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	9.28 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6.23 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地区外からの法人・個人の認定農業者や営農組合を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
今後の地域内の話し合いにより、地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付けも視野に入れ、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を、令和17年度末を目途に、地域内で方向性を検討し、具体的な実施を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村やJA等と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、希望する作付け品種の農地を斡旋し、相談から定着までスムーズな取り組みが可能な地域を目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業(主に稲作)の効率化を図るため、引き続き稲作の育苗作業はJAを中心に委託するとともに、それ以外の田植え・草刈り及び水管理・稲刈り・精米等、担い手が引き受けるまでの作業は、地域の個人共に地域外の法人・個人の認定農業者に委託し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を必要に応じて設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成も検討する。
- ②稲作(減農薬)中心の地域であるが、他地域からの認定農業者が地域特産物の岩津ねぎを作付けし、減農薬・減肥料を目指している。
- ④岩津ねぎ(畑作物)が連続して作付けられている水田は、稲作と交互に畑地化を進める。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、農業用施設の集約化を目指す。